

地 域 指 定 年 度	平成21年度
計 画 策 定 年 度	平成22年度
計画見直し年度	令和 7 年度

胎内農業振興地域整備計画書

令和 7 年 8 月

新潟県胎内市

目 次

ページ

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	8
ア	農用地等利用の方針	8
イ	用途区分の構想	9
2	農用地利用計画	10
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業生産基盤整備開発計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4	他事業との関連	12
第 3	農用地等の保全計画	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等保全整備計画	13
3	農用地等の保全のための活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	14
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第 5	農業近代化施設の整備計画	22
1	農業近代化施設の整備の方向	22
2	農業近代化施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	25
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	25
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	25
3	農業を担うべき者のための支援の活動	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	26
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	26
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	26
3	農業従事者就業促進施設	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第 8	生活環境施設の整備計画	27
1	生活環境施設の整備の目標	27
2	生活環境施設整備計画	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連	27
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	27

第 9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 2 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 3 号）

別記	農用地利用計画	
(1)	農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 立地条件

胎内市は、新潟県の北東部にあって、県都新潟市から約 40km の距離に位置し、北側は村上市、東側は関川村、南側は新発田市と接しており、総面積は 264.89 km²となっている。

また、東から飯豊連峰、鼓岡盆地、櫛形山脈・蔵王山塊、胎内川扇状地、砂丘で構成されており、飯豊連峰を源とする母なる川・胎内川が市域中央を流れている。

上流部は四季折々の渓谷美に彩られるほか、扇状地には緑の優良農地が、また河口を中心に 15 km に及ぶ海岸線には砂丘と松林が広がっている。

(イ) 自然的条件

日本海型気候に属す積雪寒冷地である。冬期間は季節風が強く、山間部（黒川地区）の積雪が多くなっている。また、夏は高温多湿で、集中豪雨が発生しやすい気候である。

気象状況としては、最高気温が 40.8℃、最低気温が -11.2℃、平均気温が 13.9℃、平均降水量が 2,331.2 mm となっている。

(ウ) 土地利用状況

本市の農業振興地域面積は 10,978.7ha であり、その内訳は、農用地が 4,438.2ha、農業用施設用地が 27.9ha、森林・原野が 4,518.9ha、その他が 1,993.7ha となっている。

また、都市計画区域面積は 8,964ha で、そのうち 765ha が用途地域である。

(エ) 人口及び産業の動向

国勢調査における令和 2 年の世帯数と人口は、10,305 世帯、28,509 人で、平成 22 年の 9,901 世帯、31,424 人と比較すると、世帯数は増加しているが、人口は減少傾向にある。

また、産業別就業人口は、第 1 次、第 2 次産業及び第 3 次産業がそれぞれ減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予測される。

(オ) 土地利用の基本方向

a 農用地

本地域内の優良農用地の確保・保全に留意しつつ、効率的な土地利用を図り、農業の生産性を高めるため、土地改良区、農業協同組合と連携して基盤整備、近

近代化施設整備を推進するとともに、農業生産の高度化に対応するため、担い手農家の育成強化、農地流動化による農地の集積等を行う。

なお、非農業的土地利用については、総合計画、都市マスタープランとの整合を図るとともに、農用地の維持・確保を基本とし、農業農村振興に関する施策と調和を図り、無秩序な開発を防止しながら、都市計画等に基づく適切な区域への誘導に努める。

b 農業用施設用地

新規の農業用施設にあつては、個人による近代化施設等の過剰投資を抑制し、農業経営の安定を目指すこととし、当該施設が農業生産構造の中核となるよう農用地の土地利用に支障のないよう留意する。また、騒音や悪臭等による周辺環境への影響等に配慮しながら、農業用施設の適切な配置に努める。

c 森林・原野

森林は、林産物生産の経済機能を持つだけでなく、水源かん養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく貢献している。このため、適正な森林管理を促し、造林や間伐等の推進など、資源の保全管理を図る。

d 住宅地

市街地周辺と集落周辺地では、市街地の発展や核家族化の進行に伴い、宅地の需要が高まっている。農村集落の維持等やむを得ない事由によるもの以外、都市計画用途地域に開発を適切に誘導することを基本としつつ、無秩序な開発が行われないよう留意する。

e 工場用地

工場用地については、既存の工業団地への誘導を積極的に進め、既存工場の拡張や立地条件が特定される工場等の進出の場合であっても、周辺農用地の集団化、効率的な営農に支障を及ぼさないよう留意する。

f 交通

市内には、幹線道路として国道 7 号、国道 113 号、国道 290 号及び国道 345 号、高速道路では日本海東北自動車道等、隣接する市町村間や県外との経済的・社会的交流を図る上で重要な道路網が整備されている。

また、J R 東日本の中条駅及び平木田駅の 2 駅が設置されており、中条駅は、駅舎の橋上化、東西自由通路の設置等、本市の新たな交流施設となっている。

農業振興地域の土地利用

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和5年)	4,438.2	40.4	27.9	0.3	4,518.9 (0)	41.2 (0)	1,993.7	18.1	10,978.7	100.0
目 標 (令和15年)	4,400.3	40.1	27.9	0.2	4,543.2 (0)	41.4 (0)	2007.3	18.3	10,978.7	100.0
増 減	△37.9		0.0		24.3		13.6		0	

- (注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況
 2 「森林・原野」の()内は、混牧林地面積である。
 3 「その他」には、住宅地、工場用地面積を含む。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 4,438.2ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 4,183ha について、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・果樹や野菜等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・中山間地域等直接支払制度による集落協定を締結している地域内の農地
 - ・多面的機能支払制度による農地維持活動等を行っている土地
 - ・地域計画の区域内にある農業上の利用が行われる土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在し、将来住宅建設や住宅拡張計画等のある農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる、今後農用地としての存続が困難な築地地区の山林に点在する農用地
- (c) その他開発や市街地化等が進みつつある国、県、市道などの沿線及びその周辺の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの、及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設について、農用地区域を設定する。

(単位：ha)

土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
横道揚水機場	横道	0.29	揚水機場
小舟戸揚水機場	長橋	0.48	揚水機場

土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
柴橋揚水機場	柴橋	0.39	揚水機場
江上揚水機場	本郷	0.38	揚水機場
本郷揚水機場	本郷	0.28	揚水機場
宮瀬揚水機場	宮瀬	0.40	揚水機場
築地揚水機場	築地	0.30	揚水機場
竹島揚水機場	苔実	0.68	揚水機場
船戸揚水機場	船戸	0.25	揚水機場
菅田揚水機場	山屋	0.10	揚水機場
弥彦岡揚水機場	塩津	0.58	揚水機場
八田揚水機場	中条	0.42	揚水機場
三之江揚水機場	横道	0.38	揚水機場
飯豊野揚水機場	小地谷	0.21	揚水機場
土作揚水機場	土作	0.24	揚水機場
鷹ノ巣揚水機場	鷹ノ巣	0.37	揚水機場
赤川揚水機場	西条	0.21	揚水機場
高橋揚水機場	築地	0.53	揚水機場
平木田揚水機場	平木田	0.30	揚水機場
東牧揚水機場	東牧	0.10	揚水機場
下館揚水機場	下館	0.19	揚水機場
近江新揚水機場	近江新	0.28	揚水機場
三之江補給揚水機場	横道	0.06	揚水機場
東牧自然庄揚水機場	下江端	0.09	送水施設場
宮久揚水機場	宮久	0.09	揚水機場
熱田坂揚水機場	宮久	0.09	送水施設場
鼓岡補給揚水機場	鼓岡	0.05	揚水機場
船戸川大堰揚水機場	城塚	0.12	揚水機場
高橋補給揚水機場	築地新	0.01	揚水機場
横道分流工	十二天	0.08	送水施設場

土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
平木田分流工	山屋	0.11	送水施設場
土作分流工	古館	0.01	送水施設場
三之江分流工	高野	0.07	送水施設場
中村浜第1揚水機場	村松浜	0.04	揚水機場
八幡補給揚水機場	江尻	0.06	揚水機場
苔実揚水機場	苔実	0.01	揚水機場
須巻中沢1号調整池	須巻	0.09	送水施設場
須巻釜塗2号調整池	須巻	0.03	送水施設場
須巻釜塗3号調整池	須巻	0.02	送水施設場
栗木野揚水機場	夏井	0.01	揚水機場
大島揚水機場	高畑	0.006	揚水機場
村松浜第1揚水機場	村松浜	0.0007	揚水機場
村松浜第2揚水機場	村松浜	0.0006	揚水機場
村松浜第3揚水機場	村松浜	—	揚水機場（水中ポンプ）
村松浜第4揚水機場	村松浜	—	揚水機場（水中ポンプ）
築地第1揚水機場 （第4号揚水機場）	中村浜	0.003	揚水機場
築地第2揚水機場	中村浜	0.001	揚水機場
築地第3揚水機場	中村浜	—	揚水機場（水中ポンプ）
築地第4揚水機場	中村浜	—	揚水機場（自吸タービン）
中村浜第1揚水機場	中村浜	0.01	揚水機場
中村浜第2揚水機場	中村浜	0.0009	揚水機場
中村浜第3揚水機場	中村浜	—	揚水機場（多段渦巻ポンプ）
中村浜第4揚水機場	中村浜	0.0004	揚水機場
中村浜第5揚水機場	中村浜	0.0001	揚水機場
笹口浜第1揚水機場	中村浜	0.0007	揚水機場
笹口浜第2揚水機場	中村浜	0.0005	揚水機場
笹口浜第3揚水機場	中村浜	—	揚水機場（自吸タービン）

土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
笹口浜第4揚水機場	中村浜	—	揚水機場（自吸タービン）
笹口浜第5揚水機場	中村浜	—	揚水機場（自吸タービン）
伊勢堀川排水機場	竹島	0.27	排水機場
小堀川排水機場	苔実	0.25	排水機場
計		8.94	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの、及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(単位：ha)

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積	農業用施設の種類
カントリーエレベーター	並槻	2.2	穀類等乾燥調整貯蔵施設
カントリーエレベーター	下館	2.3	穀類等乾燥調整貯蔵施設等
計		4.5	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の乙地区及び築地地区にある森林・原野については、飛砂防止等で必要な部分を除き、今後、基幹作物（葉たばこ、チューリップ球根、切り花、だいこん、ねぎ、にんじん等）の栽培で畑作振興をするために活用を図る。

なお、現況森林、原野等への設定については国有地及び公有地は含めず、また、防風林や各種保安林等についても対象にしないこととする。

今後農業を行うために新たに農用地区域として設定しようとする現況森林・原野等については、該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地区域の農用地等のうち、水田面積は3,425.2haで、水田率約75%を占めており、水稻が基幹作物となっている。

ほ場整備事業の状況は、昭和後期から平成初期にかけて中条地区において金塚地区、本条地区、柴橋地区が、乙地区において胎内川右岸第一地区、乙金屋地区、横道大出地区、高野八幡地区が、築地地区において見透川沿岸地区、竹島地区、築地地区が、黒川地区において、鹿ノ俣地区、近江新地区の工事が終了している。

また、ほ場整備事業未着手であった区域においても、担い手不足の課題や農業の生産性を高めるため、平成後期から令和にかけて、乙地区において平木田柳原地区が、築地地区において苔実地区が、黒川地区の中山間地域で須巻地区（終了）、夏井坪穴川合地区、鋤江地区で事業着手している。

今後の方針としては、ほ場整備事業を契機として、農地の集積・集約化や大区画化による規模拡大・生産コストの低減に加えて、園芸導入による経営の複合化等により、農業者の所得向上を図っていく。

畑地については、葉たばこ、花き（チューリップ球根、切り花）を基幹として、だいこん、ねぎ、にんじん等が栽培され、団地を形成し国の野菜指定産地となっている。今後も栽培技術の高位平準化を図り、市場価値の高い産地づくりを行っていく。また、黒川地区の高坪山では、県営農地開発事業により整備されたぶどう畑において付加価値の高い加工用ぶどうの生産を行い、農産物処理加工施設（胎内高原ワイナリー）で、100%自園産のぶどうを使ったワインが製造されている。

畜産については、乳用牛（中条地区及び黒川地区）、肉用牛（中条地区及び黒川地区）、採卵鶏・養豚（乙地区及び築地地区）が営まれている。しかし、肉用牛については、生産戸数が減少していることから、これまでどおり良質な牛肉の生産を守るため、今後も関係機関と連携し、生産基盤の維持・拡大に取り組む。また、粗飼料の自給体制を強化し、省力化、低コスト化に努める。

（単位：ha）

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
中条地区	932	927	△5	0	0	0	0	0	0	8	8	0
乙地区	993	985	△8	0	0	0	0	0	0	8	8	0
築地地区	1,149	1,145	△4	0	0	0	0	0	0	9	9	0
黒川地区	1,079	1,058	△21	30	30	0	0	0	0	2	2	0
計	4,153	4,115	△38	30	30	0	0	0	0	27	27	0

区分 地区名	計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況
中条地区	940	935	△5	17
乙 地 区	1,001	993	△8	63
築地地区	1,158	1,154	△4	111
黒川地区	1,111	1,090	△21	85
計	4,210	4,172	△38	276

資料：市農林水産課（農業振興地域管理システムデータより）

イ 用途区分の構想

（ア）中条地区

本地区は、旧加治川村との境界から胎内川までの地区とする。

農用地区域を設定しようとする農用地等面積は940haで、水稻〔土地利用型〕の農業経営が多く、2級河川胎内川水系と羽黒沢川水系により恩恵を受けている。

本地区は、山間、山沿いを除いて平坦地であり、水田は山間、山沿いは10a区画が多く、平坦地は50a区画によるほ場整備事業が平成後期に完了した。

このほ場整備事業の計画に併せて、農業用施設用地の整備が進められている。なお、平坦地の農用地およそ650haについては、大区画の汎用田として、引き続き大規模な土地利用型農業を行う農地としての利用を進めるとともに、担い手への農地集積をさらに推進する。

（イ）乙地区

本地区は、胎内川右岸全域とする。農用地区域を設定しようとする農用地等面積は1,001haで、水稻〔土地利用型〕による経営農家が多いが、〔水稻＋畑作〕、〔水稻＋畜産〕による複合経営農家もあり、水田は胎内川水系と荒川水系により恩恵を受けている。

本地区は、平坦地で大日川、逆水川を境界に、海岸沿いには砂丘畑、内陸側には水田が広がっており、農村集落で担い手農家の多い地区である。

水田は、50a区画のほ場整備事業が終了し、汎用農用地と大型機械の導入等による生産性の向上が期待されることから、担い手への農地集積をさらに推進する。

（ウ）築地地区

本地区は、旧紫雲寺町及び旧加治川村との境界に沿って胎内川までの地区とする。

農用地区域を設定しようとする農用地等面積は 1,158ha で、畑作専業農家が多くを占め、水田は胎内川水系に恩恵を受けている。

農用地分布は、主要地方道新潟・新発田・村上線を境界にして、海岸寄りには砂丘畑、内陸寄りには水田に大別されており、本市一番の農村地帯で中核的担い手農家の多い地区である。

水田は、50a 区画のほ場整備事業が終了し、農道の整備、かんがい排水事業の実施により生産性の向上が図られている。

これらの農用地については、大区画の汎用田として効率的な利用を進めるとともに、担い手への農地集積をさらに推進する。

畑は、126ha が整備完了したものの、その他は、個人的な開畑等で実施したため、区画、農道ともきわめて狭小であり、かつ、連作障害も見受けられ生産性の向上に大きな障害となっている。このため、今後は区画整理事業等を取り入れた畑地の整備を推進し、大型機械の導入とブロックローテーションによる生産性の向上を図っていく。

(エ) 黒川地区

本地区は、旧黒川村全域とする。農用地区域を設定しようとする農用地等面積は 1,111ha で、下赤谷を除いた地域の平坦部の現況田については、すでに水利条件が整備されており、団地化も大きく大半が 20a 以上であり、土地の集積を図り大型機械化に対応する条件を備えて、田としての利用を確保している。

また、水害による災害復旧事業により整備された山間部の農地については、10a 前後の区画で今後も田として利用する。

県営ほ場整備事業については、3 地区で事業が終了し、令和 2 年度からは中山間地域で 2 地区の事業が開始となった。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地のうち、中条地区の山間地の勾配が急な農地及び乙地区、築地地区の砂丘畑を除いては、胎内川水系、荒川水系、羽黒沢川水系によって形成され、平坦な扇状地性低地で団地化した優良農用地（水田）として利用されている。

農業生産基盤整備の状況は、農用地区域内の田では、現在県営ほ場整備事業の面工事が実施されており、平地では 50 a ～ 1 ha 区画に、中山間地域では 20 a ～ 50 a 区画に整備される。農道、基幹用水路の整備改良により、生産性の向上が図られる。

また、広域営農団地農道整備事業により、北蒲原東部及び下越中部の 2 路線が整備され、農作業効率の向上に貢献している。

現在水稻をめぐる情勢は厳しいが、他産業並の労働時間と労働所得を目標として、今後の複合経営を目指す。

ア 中条地区

本地区は、水田単作地帯で水田の大部分は、昭和 30 年前後の団体営ほ場整備事業により整備された 10 a 区画であり、その後昭和 40 年代に一部 30 a 区画整理が行われ、現在は 50 a 区画の県営ほ場整備事業でおよそ 650 ha が平成 28 年度をもって面工事を完了している。

今後は、ほ場整備事業とともに基幹用水路の改修を図り、汎用性の高い基盤作りを推進する。

イ 乙地区

本地区は、水稻〔土地利用型〕を主とする経営農家が多い。

水田は、昭和 59 年度から 30 a 及び 50 a 区画のほ場整備事業が、昭和 59 年度から排水対策特別事業が実施され、農作業の省力化、作業効率の向上等が図られている。

畑地は、個人対応による整備が大半であることから、農道の整備が大きく立ち遅れており、農作業の効率化に支障を来している。

ウ 築地地区

本地区は、畑作専業農家が多い地区である。

水田は、地区一帯が昭和 30 年代のほ場整備事業により 10 a 区画整理されているが、昭和 59 年度からは、一部で農地の汎用化や農作業の効率化等を目的に、ほ場整備事業、湛水防除事業が実施されている。今後計画されているほ場整備事業と併せて、地区全域に進める計画である。用水は、胎内川左岸幹線用水路によりかんがいしているが、末端地域であり、支線の老朽化等により、水不足が生じている。このため、支線用水路の改修が行われている。

一方畑地は、未整備状態の土地が多く、有効利用や作業効率の面で支障を来している。

エ 黒川地区

本地区内にある農用地のうち、農用地区域に含まれる既存農用地の用途別土地条件は、地域の北西に展開する水田と東部山間に介在する比較的傾斜のある農用地に大別される。

水田は、昭和 40 年代からの団体営ほ場整備事業により一部 10～20a 区画に、平成 8 年からの県営ほ場整備事業により 20 a ～50 a 区画に整理されている。令和 2 年度からは、中山間地域において 20 a ～50 a 区画の区画整理が行われている。

また、農道整備・広域営農団地農道整備事業については、一通り整備されている。

2 農業生産基盤整備開発計画

農地の汎用化や農作業の効率化等を目的に、ほ場整備等生産基盤の改良整備を計画的に推進する。

事業の種類	事業の概要	事業期間	受益の範囲		対図番号	備考
			受益地区	受益面積 (ha)		
県営ほ場整備事業	区画整理、暗渠排水 (1ha 区画)	H30 年～ R10 年	苔実	81.0	1	
県営ほ場整備事業	区画整理、暗渠排水 (20 a ～50 a 区画)	R2 年～ R10 年	夏井坪穴川合	37.6	2	
県営ほ場整備事業	区画整理 (50 a 区画)	R2 年～ R10 年	平木田柳原	20.8	3	
県営ほ場整備事業	区画整理、暗渠排水 (20 a ～50 a 区画)	R4 年～ R11 年	夏井坪穴川合 2 期	49.9	4	
県営ほ場整備事業	区画整理、暗渠排水 (40 a 区画)	R5 年～ R11 年	鍬江	15.4	5	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、治山治水、水資源のかん養、土砂の流失防止、山地崩壊防止及び生活環境の保全等公益的機能を保有しており、その重要性はますます高まってきている。これらの機能を高度に発揮させるとともに、史跡、ハイキングコース等の森林資源を活用した森林の保健文化機能の発揮により、地域住民が親しみやすい森林整備の推進を図る。

なお、本地域の砂丘地の森林は、令和 5 年度に高温少雨等の影響により、松の樹勢が衰えたと推測されるとともに、松くい虫が活発に活動する環境となったことが重なり、松くい虫による松枯れ被害が急増したことから、令和 6 年度から予防散布区域の拡大及び被害木の伐倒駆除を徹底などの取組を行っており、被害の沈静化に努めている。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地の保全に当たっては、「農業振興地域整備計画」の土地利用計画に基づき、「都市計画マスタープラン」、「森林整備計画」、「農村環境計画書」の土地利用方針及び環境と農業との調和と事業の効率的な実施に配慮しつつ、大区画ほ場整備や農業用排水施設の機能の維持増進等に努め、地力の高い汎用利用可能な優良農地を確保していく。なお、整備に当たっては、輪作体系に十分配慮する必要がある。

中山間地域等の条件の悪い農地については、中山間地域等直接支払制度を活用し、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮し、適切な農業生産が持続的に行われるよう、施設の更新や維持管理等の整備を進める。

2 農用地等保全整備計画

各水系流域の開発が進み、排水流出量の増加と排水路の機能低下により、湛水が生じていることから、農作物の被害防止と水防対策を次の事業により図っていく。

事業の種類	事業の概要	事業期間	受益の範囲		対図番号	備考
			受益地区	受益面積 (ha)		
湛水防除事業 (特大規模)	排水路 (L=6,410m) 機場 3 か所	S59 年～ R11 年	落堀川	(全体 : 1,813.0) 胎内 : 552	6	
防災重点農業用ため池緊急整備事業	ため池改修 1 か所	R3 年～ R8 年	蔵王	27.6	7	
基幹水利施設ストックマネジメント事業	取水ゲート開閉装置 更新 一式 電気設備更新 一式	R2 年～ R8 年	胎内川沿岸	2,802.0	8	

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄等が懸念される中山間地域等においては、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全活動や生産性の向上等が図れるよう支援する。

遊休農地の発生防止については、農業委員会との連携を図りながら、発生防止や解消に向けた農地パトロール及び啓発活動に取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全のための取組に当たっては、「胎内市森林整備計画」との調整及び森林資源との調和を図りながら環境保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア 中条地区

本地区では、土地利用型農業を推進し、水田における麦、大豆等の本格的な定着・拡大により安定した水田農業経営の推進を図る。また、施設園芸の導入により、農業経営の複合化を推進する。

イ 乙地区

本地区では、土地利用型農業を推進し、水田における麦、大豆等の本格的な定着・拡大により安定した水田農業経営の推進を図るとともに、ねぎ等の施設園芸や畜産を組み合わせた農業経営の複合化を推進する。

ウ 築地地区

本地区では、砂丘畑を有効活用した園芸を基軸に、消費動向に即した作目選定、新技術の導入、機械化・施設整備の推進による高品質・低コスト生産を図り、複合営農を推進する。

エ 黒川地区

本地区では、地理的条件を活かした複合経営を推進する。

また、作業受委託の促進及び基幹施設（大規模乾燥調製施設及び育苗施設）の有効利用を推進し、経営規模の拡大と低コスト経営の実現を図る。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型	<作付面積等> 水稲 主食用米 8.5ha 新規需要米 3.0ha 大豆 3.0ha <経営面積> 14.5ha (自作地) 4.3ha (借地) 10.2ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲・大豆の乾燥調製は CE 等利用 大豆の機械は共同利用	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 ＋ 葉たばこ	<作付面積等> 水稲 主食用米 4.0ha 新規需要米 2.0ha 葉たばこ 2.0ha <経営面積> 8.0ha (自作地) 2.4ha (借地) 5.6ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 高架型作業車、ミシン葉編機ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは3戸共同 たばこ乾燥は共同乾燥施設利用	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 野 菜	<作付面積等> 水稲 主食用米 6.0ha 新規需要米 3.0ha 野菜(ねぎ) 0.8ha <経営面積> 9.8ha (自作地) 2.9ha (借地) 6.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 動力噴霧器 1台 ねぎ根切り葉切り皮むき機 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同	- 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る - 青色申告の実施	- 休日制の導入 - 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稲 + 球 根	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 2.0ha 球根 2.0ha 切花 0.12ha 野菜(大根) 0.7ha <経営面積> 7.82ha (自作地) 2.35ha (借地) 5.47ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 4棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 マニユアスプレッダー 1台 冷蔵庫(20坪) 1台 かん水施設 1棟 掘取り機、球根選別機ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同	- 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 - 青色申告の実施	- 休日制の導入 - 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 花 卉	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稻	作業場兼格納庫 1 棟		
	主食用米 7.5ha	パイプハウス (92 坪) 2 棟		
	新規需要米 2.5ha	トラクター (45PS) 1 台		
	花卉 (促成ユリ) 0.12ha	乗用田植機 (8 条) 1 台		
	花卉 (抑制ユリ) 0.12ha	コンバイン (4 条) 1 台		
		マニユアスプレッダー 1 台		
	〈経営面積〉	雨よけハウス 3 棟		
	延耕作面積 10.24ha	かん水施設 1 棟		
	実耕作面積 10.12ha	プレハブ冷蔵庫 (3 坪) 1 台		
水 稲 + 果 樹	(自作地) 3.04ha	〈その他〉	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	(借地) 7.08ha	50a 区画ほ場		
		出芽苗購入		
		水稻の乾燥調製は CE 等利用		
		トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同		
	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻	作業場兼格納庫 1 棟		
	主食用米 5.0ha	パイプハウス (60a) 1 棟		
	新規需要米 3.0ha	トラクター (45PS) 1 台		
	果樹 ぶどう 0.6ha	乗用田植機 (8 条) 1 台		
水 稲 + 果 樹		コンバイン (4 条) 1 台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈経営面積〉	スピードスプレーヤー 1 台		
	8.6ha	果樹棚、かん水施設ほか		
	(自作地) 2.6ha	〈その他〉		
	(借地) 6.0ha	50a 区画ほ場		
		出芽苗購入		
		水稻の乾燥調製は CE 等利用		
		トラクター、田植機、コンバイン、ぶどう栽培機械は 3 戸共同		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 ＋ 施設園芸	<作付面積等> 水稲 主食用米 7.0ha 新規需要米 3.5ha 施設（きゅうり） 0.08ha 施設（トマト） 0.08ha <経営面積> 延耕作面積 10.66ha 実耕作面積 10.58ha （自作地） 3.17ha （借地） 7.41ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス（92坪） 2棟 パイプハウス（57坪） 1棟 トラクター（45PS） 1台 乗用田植機（8条） 1台 コンバイン（4条） 1台 暖房機 3台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稲 ＋ 肉 用 牛	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.5ha 新規需要米 2.0ha <飼養頭数> 肉用牛 80 頭 <経営面積> 5.5ha （自作地） 1.6ha （借地） 3.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス（44坪） 1棟 牛舎（184坪） 1棟 堆肥舎（47坪） 1棟 トラクター（45PS） 1台 乗用田植機（8条） 1台 コンバイン（4条） 1台 ダンプカー（2トン） 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 酪 農	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 乳牛 40 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1 棟 パイプハウス (44 坪) 1 棟 トラクター (45PS) 1 台 乗用田植機 (8 条) 1 台 コンバイン (4 条) 1 台 ダンプカー (2 トン) 1 台 成牛舎、育成舎、 堆肥舎、自動給餌機、 ミルカ、バルククーラー ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同 堆肥舎、ミルカ、バルククーラーはリース	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稲 + 養 豚	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 養殖豚 60 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1 棟 パイプハウス (44 坪) 1 棟 トラクター (45PS) 1 台 乗用田植機 (8 条) 1 台 コンバイン (4 条) 1 台 繁殖分娩豚舎、肉豚舎、堆肥舎、 自動給餌システム、浄化槽、シヨベルローダーほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバインは 3 戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作専作	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	- 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 - 青色申告の実施	- 休日制の導入 - 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	球根 4.0ha	作業場兼格納庫 1棟		
	切り花 0.12ha	鉄骨ハウス（360坪） 1棟		
		トラクター（45PS） 1台		
	〈経営面積〉	マニユアスプレッダー 1台		
		ブームスプレイヤー 1台		
	（自作地） 1.24ha	冷蔵庫（20坪） 1台		
	（借地） 2.88ha	かん水施設 1棟		
		掘取り機、球根選別機ほか		
		〈その他〉 ほ場は数か所に団地化		

【組織経営体（法人）】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 ＋ 大 豆 （主たる従事者4人）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	- 農地所有適格法人とする。 - 青色申告の実施 - 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	- 社会保険等の加入 - 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稻	作業場兼格納庫 1棟		
	主食用米 30.0ha	パイプハウス（260坪） 1棟		
	新規需要米 10.0ha	トラクター（60PS） 2台		
	大豆 20.0ha	トラクター（30PS） 1台		
		乗用田植機（8条） 2台		
	〈経営面積〉	コンバイン（6条収量センサ） 2台		
	（借地） 60.0ha	フォークリフト（1.5トン） 1台		
		ブームスプレイヤー 1台		
		ドローン 1台		
		〈その他〉 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稻・大豆の乾燥調製は CE 等利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果 樹 (主たる農業者 4 人)	<作付面積等> 果樹(ぶどう) 20.0ha	<資本装備> スピードスプレーヤー 4 台 乗用草刈り機 4 台	・農地所有適格法人とする。 ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<経営面積> 20.0ha	運搬機 果樹棚 <その他> 防風施設 猿害対策施設		

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（市農林水産課）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 中条地区

本地区は、兼業農家が圧倒的に多い水田単作地帯である。農地の流動化は、賃貸による権利の移動及び農作業の受委託が増加しており、今後も受委託が増加していくものと推測される。このことから、認定農業者等の担い手を中心に生産組織の育成を図るとともに、効率的・安定的な農業経営を目指す経営体への農地の集積・集約化を推進していく。

イ 乙地区

本地区は、営農体系としては、水稻〔土地利用型〕が多いが、〔水稻＋畑作〕及び〔水稻＋畜産〕の複合経営もある。ほ場整備は終了していることから、認定農業者等の担い手を中心に生産組織の育成を図り、協業化や法人化を念頭に農作業の受委託を推進していく。

ウ 築地地区

本地区は、担い手農家の多い地区である。営農体系は、〔水稻＋畑作〕の農家が圧倒的に多い。専業志向農家も多いことから、農地流動化も促進され、担い手農家への農地の集積が行われるものと推測される。

一方、農作業の受委託も年々増加していることから、認定農業者等の担い手を中心に生産組織の育成を図り、農作業の受委託を推進していく。このため、農地流動化の啓発活動を実施していく。

エ 黒川地区

本地区では、認定農業者等の規模を拡大し、創意工夫により、他の作目・作物を組

み込んだ営農類型や農産物加工に取り組む類型、畜産等をはじめとする単一専業経営などを含めた他産業並みの所得と労働時間を確保するものについても、集落を単位とした生産組織の育成を図りながら効率的な農業経営を推進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域農業集団の育成対策

既存の農業集団は、地域の特性を生かした農地の利用調整活動を行っているが、今後とも地域農業集団の育成強化のため先進地視察や研修会を行う一方、基盤等の諸条件整備や補助事業等の導入を図り組織の充実を図る。

(2) 農用地の集団化・流動化対策

担い手農家への農地の集積により、農地の集約化をほ場整備事業と併せ促進する。

また、農用地流動化対策は、農業委員会を中心として市、農業関係団体と連携した掘り起こし活動を行い、担い手農家への農地の集積を図る。

(3) 農作業の受委託の促進活動

主要作業の全面委託や部分委託は、年々増加傾向にある。

また、本市の農業協同組合でも受託生産組合が組織され活動しているが、年々希望が増えてきていることから、組織の拡充等、希望農家に対応できる条件整備を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

ほ場整備の進展に伴い、農業生産の組織化、高性能な農業機械の導入、乾燥調製施設等の整備が図られた。

地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や担い手への農地集積・集約化を加速する取組を総合的に進めるため、経営体の発展と体質強化等に通じる施設や機械整備を支援し、国内外の需要の変化に対応しつつ、安定的に農産物を生産・供給できる地域農業構造の確立を図る。

(1) 作物別の方向

ア 水稻

需給動向に応じた計画的生産・供給を図り、特に品種構成の適正化や新技術の導入、輸出やブランド化、有機栽培等による高付加価値化、機械施設の組織的導入利用に努

め、コスト低減等生産性の高い稲作の推進と消費者ニーズに応えられる「需要に応じた米づくり」に努める。

イ 麦・大豆

生産意欲のある担い手を中心に、二毛作等の農地の高度利用による作付面積の拡大、効果的な施肥体系や多収穫が期待できる品種の導入、排水対策等の基本技術の徹底により、収量、品質の向上を図る。

ウ 葉たばこ

畑作（主として築地地区）の主力作物として、J Tとの契約栽培による担い手農家の複合経営の主要作物となっている。

連作障害が見受けられることから、輪作技術と地力対策を的確に推進し、今後とも畑作物の主力として栽培面積の確保に努める。このため、生産技術の改善により品質の向上を図り、機械・施設等の共同化、近代化を進めるとともに、既存の乾燥受委託組織の育成・強化を図り、省力化等を推進する。

エ 野菜

ねぎ、にんじん、だいこんは、県内外へ出荷され市場評価も高いことから、さらに消費者のニーズに即応した積極的な産地化の育成を推進する。

また、産地の強化を図るため、連作障害回避のための輪作体系の確立、地力対策の推進、中小型機械の共同利用による省力化、予冷保冷施設を有効活用し、一元化した集出荷体制の整備による共販量の拡大等を促進する。

オ 花き（チューリップ球根、切り花）

連作障害があることから、輪作体系技術の確立と土作りを推進する。

これら生産技術の改善により品質の向上を図るとともに、機械化、施設整備の促進による高品質・省力化・周年型生産体制の確立と機械施設の共同化による効率利用を推進する。

カ 果樹

築地地区の中核的農家の複合経営作目として、ぶどうの栽培が積極的に行われており、集出荷体制は生産者による直売が行われている。今後の経営の安定を確保するため、各種機械の共同利用と農作業の共同化、栽培技術の向上を図る。

キ 畜産

肉用牛は統一ブランドによる有利販売体制の確立を推進し、乳用牛は集送乳の合理化を推進する。

また、耕種農家と連携の上、稲ワラ等粗飼料自給率の向上を図り、省力化、低コスト

化に努めるとともに、家畜排せつ物とモミがら活用による良質堆肥生産を行い、堆肥ペレット化による資源循環型農業を推進する。

(2) 地域別方向

ア 中条地区

本地区は水稻の生産地帯であり、ほ場整備と同時に組織化、法人化を進め、農家個々の施設整備から農業近代化資金等の融資制度を利用した機械利用共同組織や法人での施設設備を推進している。今後も、担い手への農地の利用集積を図り、大型機械の導入や共同利用を推進する。

イ 乙地区

本地区は、水稻が多いが、水稻と野菜（ねぎ）の複合経営も営まれている。中小機械の共同利用による省力化、予保冷施設を有効活用し、一元化した集出荷体制の整備による共同販売量の拡大等を促進する。

ウ 築地地区

本地区は砂丘畑作地帯であり、チューリップの球根・切り花、葉たばこ、野菜（にんじん、だいこん等）、果樹（ぶどう）等の複合経営が盛んな地区である。中堅層に恵まれており、認定農業者が多い地区でもある。野菜の共同選果施設や予保冷施設を有効活用し、葉たばこ共同乾燥施設の利用により労働力の削減と安定経営を図る。

エ 黒川地区

本地区は、水稻を中心として、一部では水稻と畜産の複合経営も営まれている。稲ワラ等粗飼料自給率の向上を図り、省力化、低コスト化に努めるとともに、家畜排せつ物とモミがら活用による良質堆肥生産による資源循環型農業を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益個数 (戸)			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者の育成・確保については、就農相談活動や農業体験を通じて推進を図ってきたところであり、今後も就農の初期段階における様々な支援を総合的に推進する。

また、経営体等の育成・確保については、地域農業の担い手としてさらに加速的に行う必要があることから、経営体質の強化や法人化を促進し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を進める。

さらに、地域条件に即した生産組織等の育成・経営改善等を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 就農準備等に必要な支援

就農準備段階での技術・経営研修等について、国県補助制度を活用して支援することにより、経営の早期安定を図る。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

担い手への農地の集積を図るため、農業委員会等関係機関との連携を強化し、農地の円滑な取得を推進する。

(3) 就農や経営向上のために必要な各種の情報提供体制

就農希望者に対しては、関係機関と連携し地域情報の受発信を行うとともに、経営向上のための研修会を通じ、安定的、効率的な生産を展開する経営体へ誘導する。

(4) 農業教育の推進

農業教育の推進として、小中学生に基幹産業である農業に対する理解と関心を高めるため、関係機関の協力のもと総合的な学習などで体験学習ができる受入体制の充実を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市には、比較的規模の大きい製造業の工場が数社あることから、安定的な農外収入が得られる状況にあるが、近年は景気低迷により経営が縮小傾向にあり、地元の雇用状況は悪化してきている。また、農業従事者の高齢化や後継者不足も懸念されることから、経営体、兼業農家、高齢農家、農協及び関係機関の連携協力により、安定就業のための取組を推進していく。

(単位：人)

区分	従業地								
	市内			市外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	2,483	1,512	3,995	2,308	1,291	3,599	4,791	2,803	7,594
自営兼業	69	101	170	—	—	—	69	101	170
出稼ぎ	—	—	—	25	17	42	25	17	42
日雇・臨時雇	608	1,585	2,193	355	787	1,142	963	2,372	3,335
合計	3,160	3,198	6,358	2,688	2,095	4,783	5,848	5,293	11,141

(注) 1 資料：令和2年国勢調査

2 国勢調査上の「従業上の地位」は、次のとおり。

(1) 「恒常的勤務」：正規職員・従業員

(2) 「日雇・臨時雇」：派遣社員＋パート・アルバイト・その他

3 「自営兼業」及び「出稼ぎ」は、2の(1)及び(2)の合計

4 「—」は、数値不明なもの。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の農業情勢は、農業者の高齢化や人口減少に伴う後継者不足により、農家数及び農家人口が減少傾向にある。また、昨今の農業資材等の価格高騰や異常気象等による収量不足等により、農業所得の向上が難しいことから、安定的な兼業の機会を確保するため、今後も中小企業を中心とする既存企業の振興拡充と新潟中条中核工業団地等への企業誘致という両輪によって、地域産業の活性化や就業機会の確保に努めていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、2級河川胎内川、落堀川、乙大日川、堀川、逆水川、中条川、柴橋川、逆上川の主要河川があり、農村集落の家庭排水、雨水排水に重要な役割を果たしている。

乙大日川、堀川等の平地部河川では、胎内川とともに改修工事と併せ川辺の環境整備を進める。

公共下水道事業及び農業集落排水事業は概成済で、行政人口に対して生活排水処理施設を利用できる人口の割合は99.7%となっており、生活環境の改善や自然環境の保全に大きく貢献している。

農村集落における集落開発センターやふるさとセンター等は、おおむね整備が進んでいる。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	予定 工期	対図 番号	備考
農村公園	塩津地内 塩津記念公園 3,000 m ²	一般市民	未定	1	
環境生活公園	塩津地内 環境生活公園 24,000 m ²	一般市民	未定	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 2 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 3 号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

